



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月18日金曜日 第2734号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1  
 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則.....（市町振興課）..... 4  
 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則...（ " ）..... 5  
 愛媛県植物くん蒸所使用規則を廃止する規則.....（産業政策課）..... 6

### 教育委員会規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則.....（教育総務課）..... 6

## 規 則

### ○愛媛県規則第45号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p><b>第2条の5</b> 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p><b>様式第4号</b>（第8条関係）</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>9 休業補償請求金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>10 厚生年金保険法等の適用</td><td>_____の被保険者である。 被保険者でない。</td></tr> <tr><td>11 省略</td><td></td></tr> <tr><td>12 省略</td><td></td></tr> </table> <p>13 省略</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>1 省略</p>	省略		9 休業補償請求金額	円	10 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。	11 省略		12 省略		<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p><b>第2条の5</b> 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p><b>様式第4号</b>（第8条関係）</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>9 休業補償請求金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>10 省略</td><td></td></tr> <tr><td>11 省略</td><td></td></tr> </table> <p>12 省略</p> <p>〔注意事項〕</p> <p>1 省略</p>	省略		9 休業補償請求金額	円	10 省略		11 省略	
省略																			
9 休業補償請求金額	円																		
10 厚生年金保険法等の適用	_____の被保険者である。 被保険者でない。																		
11 省略																			
12 省略																			
省略																			
9 休業補償請求金額	円																		
10 省略																			
11 省略																			

2 「5（請求日数）」の欄中、全部休業日数の項目には勤務その他の業務に従事することができず、このため給与その他の収入を全く得ることができなかつた日の数を、一部休業日数の項目には勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入（資産に基づく収入を除く。）の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額以下であつた日の数を記入すること。ただし、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第8条ただし書及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）第7条の2に該当する日がある場合は、当該日の数は、控除すること。

3 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなつた場合は、速やかにその旨を文書で報告すること。

4 「11 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償申請書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

5 「13 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

2 「5（請求日数）」の欄中、全部休業日数の項目には勤務その他の業務に従事することができず、このため給与その他の収入を全く得ることができなかつた日の数を、一部休業日数の項目には勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入（資産に基づく収入を除く。）の一部を得ることができ、かつ、その得た給与その他の収入の額が補償基礎額以下であつた日の数を記入すること。ただし、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号\_\_\_\_\_）第8条ただし書及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）第7条の2に該当する日がある場合は、当該日の数は、控除すること。

3 「10 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償申請書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

4 「12送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

5 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私

## 様式第5号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求する障害補償年金と同一の事由により愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）附則第5条第1項の表障害補償年金の項の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表障害補償年金の項の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなつた場合は、速やかにその旨を文書で報告すること。

5・6 省略

## 様式第7号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄は、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表遺族補償年金の項の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者であつた」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、

立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）若しくは農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

## 様式第5号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「10厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の適用を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに請求する障害補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）若しくは農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

5・6 省略

## 様式第7号（第8条関係）

省略

省略

〔注意事項〕

1～3 省略

4 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄は、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民年金等改正法第3条

年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表遺族補償年金の項の中欄に掲げる法律による年金たる給付を受けることとなった場合は、速やかにその旨を文書で報告すること。

の規定による改正前の厚生年金保険法若しくは国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法の適用を受ける者であるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者であった」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を文書で報告すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）（以下「遺族基礎年金」という。）
- (5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）若しくは農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

5・6 省略

5・6 省略

様式第13号から様式第14号まで及び様式第20号中「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第4号、様式第5号及び様式第7号の規定による書類は、それぞれ改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第4号、様式第5号及び様式第7号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第46号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
1～9 省略		1～9 省略	

10 条例別表第2 11の項の規則で定める事務 省略

10 条例別表第2 10の項の規則で定める事務 省略

## 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## ○愛媛県規則第47号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則を次のように定める。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則**  
(条例別表第1の規則で定める事務)

**第1条** 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。)別表第1の1の項の規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第2条** 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学び直し支援金(条例別表第1の2の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第3条** 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要した費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務

**第4条** 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金(同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。)の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

**第5条** 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

**第6条** 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 外国人であって、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずるもの若しくは同条第1項に規定する被保護者に準ずる者であったもの又はこれらの者と同一の世帯に属する者(以下「外国人要保護者等」という。)に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費若しくは同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給又は同法第20条第1項の療育の給付に関する情報
  - イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報
  - ウ 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報
  - エ 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定による資金の貸付け又は同法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による給付金の支給に関する情報

オ 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項、第17条若しくは第26条の2の規定による手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

カ 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の実施に関する情報

キ 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自立支援医療費の支給に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請又は同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第7条** 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。

**第8条** 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2) 法第19条第7号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第48号

愛媛県植物くん蒸所使用規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県植物くん蒸所使用規則を廃止する規則

愛媛県植物くん蒸所使用規則（平成10年愛媛県規則第5号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 教育委員会規則

### ○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則を次のように定める。

平成27年12月18日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

#### 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則

（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）

**第1条** 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る

事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第2条** 条例別表第1の6の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

**第3条** 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学び直し支援金（条例別表第1の7の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

**第4条** 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報）

**第5条** 条例別表第2の5の項の教育委員会規則で定める事務は、学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項の規定による高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。